

野町児童クラブ 仲よしホーム運営規程

(名称等)

第1条 社会福祉法人第一善隣館が設置運営する放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の名称及び所在地は次のとおりとする。

(名称) 野町児童クラブ 仲よしホーム
(設置場所) 金沢市野町3丁目1番15号

(事業の目的及び運営の方針)

第2条 野町児童クラブ仲よしホーム(以下「本児童クラブ」という。)は、小学校に修学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童について、家庭に代わる生活の場を提供し、生活と遊びをとおして児童の健全な育成を図ることを目的とする。

- 2 本児童クラブは、児童の最善の利益を考慮し、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかな児童の育成に努めるものとする。
- 3 本児童クラブは、放課後児童健全育成事業に関する専門性を有する職員が、家庭や地域社会との緊密な連携を図りながら、児童の保護者及び地域の子育て家庭に対する支援に努めるものとする。
- 4 本児童クラブは、家庭との密接な連携の下に、児童の状況や発達過程を踏まえ、放課後児童健全育成事業を総合的に行うものとする。
- 5 本児童クラブは、「金沢市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年条例第3号）」その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第3条 事業の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。ただし、児童の受け入れ状況等により、員数が変動する場合は有り得る。

(1) 施設長 1名

施設長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに処務を司る。

(2) 主任放課後児童支援員 1名

主任放課後児童支援員は、放課後児童健全育成事業に専従し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行い、他の職員を総括する。

(3) 放課後児童支援員・指導員 1名以上

放課後児童支援員・指導員は、放課後児童健全育成事業に専従し、主任放課後児童支援員を補佐する。

(4) 補助員 1名以上

主任放課後児童支援員及び放課後児童支援員・指導員の指示を受け、児童の支援を行う。

(5) 事務員 1名

事務員は、庶務及び会計事務に従事する。

2 前項に定める者のほか、必要に応じてその他の職員を置くことができる。

(職員の任免)

第4条 施設長は、理事会において選任及び解任する。

2 その他の職員は、理事長が任免する。

ただし、主任放課後児童支援員及び放課後児童支援員は、金沢市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第11条第3項に該当する者のうちから任命する。

(休所日)

第5条 本児童クラブは、次の日を休所とする。

- (1) 日曜日および国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 年末年始（12月29日から1月3日まで）
- (3) お盆（8月14日から16日まで）
- (4) 風水害など緊急災害発生の場合
- (5) その他、施設長が必要と認めた日

(開所時間)

第6条 開所時間は、次のとおりとする。

- (1) 登校日は正午から、休校日は午前8時から開所し、午後7時に閉所する。
- (2) 前号の規定は、施設長が必要と認めた場合は、変更することができる。

(保護者負担金)

第7条 保護者の負担金は、次の区分のとおりとする。

| 区 分 | 金 額 |
|------------|-----------|
| 利用料（8月を除く） | 月額10,000円 |
| 利用料（8月に限る） | 月12,000円 |
| 延長料金午後6時超 | 100円 |
| 延長料金午後7時超 | 300円 |
| 1日利用給食費 | 350円 |

2 金沢市ひとり親家庭支援事業に係る、保護者負担金軽減額は、金沢市の制度に準じて次のとおりとする。

| 児童の出生順 | 令和5年度の 市民税所得割額 | 軽減額 |
|--------|-------------------|---------|
| 1番目 | | 3,000円 |
| 2番目以降 | 77,101円未満 | 10,000円 |
| | 77,101円以上 | 5,000円 |

3 特別な事情があると理事長が認めた場合は、第1項の負担金を減免することができる。

(利用定員)

第8条 本児童クラブの利用定員は、40名とする。ただし、施設長が必要と認めた場合は、定員を増減することがある。

(通常の事業の実施地域)

第9条 本児童クラブの利用は、金沢市立泉小学校区とする。ただし、施設長が認めた場合はこの限りでない。

(利用の開始に関する事項)

第10条 本児童クラブは、放課後児童健全育成事業の利用を希望する保護者に必要な情報を、適切な時期に様々な機会を活用して広く周知を図ることに努める。

- 2 本児童クラブの利用を希望する者は、本児童クラブが定める所定の手続を要する。
- 3 利用希望者が、利用定員を上回るときは、次の各事項について総合的かつ公平に調整し、理事長が利用を決定する。
 - (1) 社会福祉法人第一善隣館の理念、基本方針に基づく
 - (2) 保護者の就業の状況
 - (3) 世帯の状況
 - (4) 保護者が、保育士、保育教諭、放課後児童支援員である
 - (5) 本児童クラブ利用児の弟妹である
 - (6) 本児童クラブ修了児の弟妹、子である
 - (7) 第一善隣館保育所の修了児である
 - (8) 前回までの選考に漏れ、補欠登録している
 - (9) 旧野町小学校校区に在住している
 - (10) その他理事長が必要と認める事項
- 4 利用の開始に当たっては、利用に際しての留意事項、決まり等の説明会を開催すると共に、児童や家庭の状況、保護者のニーズ及び放課後児童クラブでの過ごし方について十分に保護者と情報交換する。

(利用の終了に関する事項)

第11条 本児童クラブは、以下の場合に放課後児童健全育成事業の提供を終了するものとする。

- (1) 児童が中学校就学の始期に達したとき
- (2) 保護者から退所の申し出があったとき
- (3) 負担金の滞納が顕著となり、理事長が認めた場合
- (4) その他、利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたとき

(緊急時等における対応方法)

第12条 本児童クラブの職員は、放課後児童健全育成事業の提供を行っているときに、児童に体調の急変が生じた場合、事故が発生した場合、その他緊急事態が生じたときは、速やかに保護

者等に連絡するとともに、児童の主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

- 2 本児童クラブは、事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。また、速やかに金沢市に連絡を行うものとする。

(非常災害対策)

第13条 本児童クラブは、非常災害に備え、児童の安全を確保するための具体的な計画及びマニュアル(次項及び第4項において「施設防災計画等」という。)を作成することとする。

- 2 本児童クラブは、施設防災計画等に基づき、児童の避難及び関係機関への連絡のための体制を整備し、当該体制について職員に周知するとともに、児童に避難方法等について理解させるよう努めることとする。
- 3 本児童クラブは、定期的に避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。
- 4 本児童クラブは、前項における訓練の結果を踏まえ、施設防災計画等の検証及び必要な見直しを行うこととする。

(平等の原則)

第14条 本児童クラブは、児童または保護者の国籍、信条または社会的身分によって差別的取り扱いをしない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 本児童クラブは、児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(記録の整備)

第16条 本児童クラブは、放課後児童健全育成事業に関する以下に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存するものとする。

- (1) 職員、財産及び収支に関する帳簿
- (2) 児童又はその保護者等からの苦情及び相談、児童に対する計画その他児童の処遇の状況に関する帳簿

(要望・苦情等について)

第17条 保護者は、本児童クラブが提供した放課後児童健全育成事業に関して要望・苦情がある場合は、社会福祉法人第一善隣館が行う福祉サービスに関する苦情解決の実施規程に基づき本児童クラブが設置する相談窓口に応じることができる。

- 2 本児童クラブは、保護者からの要望・苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、相談窓口別に定める担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、保護者に説明するものとする。
- 3 本児童クラブは、保護者が要望・苦情を申し立てたことを理由として、何らかの不利益な取り扱いをしてはならない。
- 4 本児童クラブは、保護者の要望等を把握し、提供する放課後児童健全育成事業の質向上に努めなければならない。

(秘密の保持について)

第 18 条 本児童クラブ職員は、第一善隣館個人情報保護規定を遵守し、業務上知り得た児童、保護者又は家族の秘密を保持する。

2 本児童クラブは、職員であった者に前項の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれら秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

(改正)

第 19 条 この規程を改正または廃止するときは、社会福祉法人第一善隣館理事会の議決を経るものとする。

(規定等の準用)

第 20 条 本児童クラブの運営に関し、この規定に定めのない事項については、金沢市放課後児童健全育成事業実施要綱に規定するところによる。

附 則

この運営規程は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この運営規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この運営規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この運営規程は、2023(令和 5)年 4 月 1 日から施行する。